

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等による住宅における低炭素化促進事業 実施要領（案）

第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等による住宅における低炭素化促進事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、住宅の低炭素化及び、低炭素性能に優れた素材の普及や再生エネルギーの活用を促進し、住宅市場の低炭素化に寄与することを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、（1）住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した住宅（以下「ZEH」という。）となる戸建住宅の新築・改修、（2）住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した集合住宅（以下「ZEH-M」という。）となる高層集合住宅の新築、（3）ZEHとなる戸建住宅に低炭素化に資する素材、又は先進的な再エネ熱利用技術を活用した設備の導入、（4）ZEHとなる戸建住宅に蓄電池の導入、（5）高性能建材による住宅（戸建・集合）の断熱リフォーム、（6）断熱リフォームを実施した戸建住宅に家庭用蓄電池又は家庭用蓄熱設備の導入、を以ってCO2削減を行う事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 補助金の交付事業

（1）交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

（2）間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

ア 民間企業

イ 個人

ウ 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定される団体

エ その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

（3）間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとし、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

（4）補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知

イ 間接補助金交付先の採否及び翌年度における間接補助事業の継続実施の可否等に関する審査基準の作成等及び審査委員会（以下「委員会」という。）の設置運営

ウ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）

エ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督

オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応

カ 間接補助事業から得られた情報の取りまとめ、分析及びZEHに関する広報活動

キ 上記に関する付帯業務

（5）交付規程の内容

交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条及び第16条並びに第17条に準じた事項及び事業報告書の提出並びにその他必要な事項を記載するものとする。

（6）間接補助金交付先の採択等

① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、環境省と協議の上、採否に関する審査基準（案）を作成し、採択のために設置した委員会の承認を受けるものとする。

② 補助事業者は、①の審査基準に基づき間接補助金交付先の採択を行う。

③ 間接補助金交付先の採択結果については、定期的に環境省地球環境局長に報告を行うものとする

④ 補助事業者は、②及び③に基づき採択した複数年度計画の間接補助事業及び前年度より継続して実施する間接補助事業のうち、翌年度以降における間接補助事業の計画

変更（軽微な変更である場合を除く）が生じた場合は、①、②及び③に準じた手続により審査及び協議し、翌年度における間接補助事業の継続実施の可否を決定するものとする。

(7) 消費税額等の確定

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額について報告させるとともに、その返還を命ずるものとする。

(8) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

(9) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(10) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(11) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

(12) 翌年度の間接補助事業に関する協議

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業及び前年度から継続して実施する間接補助事業のうち翌年度における間接補助事業について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始したい旨の申請があり、その必要性が認められる場合は、別紙様式第1もしくは別紙様式第2により環境省地球環境局長に協議することができる。

(13) 複数年度計画の間接補助事業

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業により採択された事業について、2年目以降の事業を継続しない場合には、過年度に交付した間接補助金の全部又は一部に相

当する額を納付させることがある。

第4 間接補助事業者による事業報告書等の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了後の2年間の期間について、二酸化炭素削減効果に関する事業報告書等を環境省が指定する者に定期的に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。

第5 指導監督

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

第6 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

- 1 この実施要領は、平成31年4月●日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、平成31年度予算に係る補助金から適用し、平成30年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業	ZEHの要件を満たした戸建住宅を新築・改修する事業	設備費（補助対象事業の実施に必要な設備、建築材料の購入に要する費用）および工事費（補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費）	補助事業者が必要と認められた額	定額
	ZEH-Mの要件を満たした高層集合住宅を新築する事業	設計費（補助対象事業の実施に必要な建築設計、設備設計、省エネルギー性能の表示に係る費用）、設備費（補助対象事業の実施に必要な設備、建築材料の購入に必要な費用）および工事費（補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費）	補助事業者が必要と認められた額	ア 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ アで選定された額に2分の1（平成30年度から継続して実施する間接補助事業の場合は3分の2）を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
	ZEHの要件を満たした戸建住宅に、低炭素化に資する素材又は、先進的な再エネ熱利用技術を活用した設備を導入する事業	設備費（補助対象事業の実施に必要な設備、建築材料の購入に要する経費）および工事費（補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費）	補助事業者が必要と認められた額	定額
	ZEHの要件を満たした戸建住宅を新築・改修する事業に蓄電池	設備費（補助対象事業を行うために必要な設備、建築材料の購入に要する経費）	補助事業者が必要と認められた額	定額（ただし、第3欄に掲げる間接補助対象経費のうち補助事業者が必要と認められた額の3分の1を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い金額を上限

	を導入する事業			とする。)
高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業	既存戸建住宅への高性能建材導入を行う事業	材料費(補助対象事業の実施に必要な材料の購入に要する経費)および工事費(補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費)	補助事業者が必要と認めた額	第4欄に掲げる基準額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。また、算出された額が120万円を超える場合は、120万円とする。
	既存集合住宅への高性能建材導入を行う事業			第4欄に掲げる基準額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。また、算出された額が15万円を超える場合は、15万円とする。
	家庭用太陽光発電設備を有する既存戸建住宅に家庭用蓄電池を導入する事業(ただし既存戸建住宅への高性能建材導入を行う事業と同時に実施する場合に限る。)	設備費(補助対象事業の実施に必要な設備、建築材料の購入に必要な費用)	補助事業者が必要と認めた額	定額(ただし、第3欄に掲げる間接補助対象経費のうち補助事業者が必要と認めた額の3分の1を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い金額を上限とする。)
		工事費(補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費)	補助事業者が必要と認めた額	定額(ただし、第3欄に掲げる間接補助対象経費のうち補助事業者が必要と認めた額の3分の1を乗じて得た額を上限とする。)
	家庭用太陽光発電設備を有する既存戸建住宅に家庭用蓄熱設備を導入する事業(ただし既存戸建住宅への高性能建材導入を行う事業と同時に実施	設備費(補助対象事業の実施に必要な設備、建築材料の購入に必要な費用)および工事費(補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費)	補助事業者が必要と認めた額	定額(ただし、第3欄に掲げる間接補助対象経費のうち補助事業者が必要と認めた額の3分の1を乗じて得た額を上限とする。)

	する場合に限 る。)			
--	---------------	--	--	--

番 号
年 月 日

環境省地球環境局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名
印

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等による住宅における低炭素化促進事業）に係る翌年度における間接補助事業について

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等による住宅における低炭素化促進事業）について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始したい旨の申請があったため審査した結果、その必要性が認められるので、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等による住宅における低炭素化促進事業実施要領第3（12）の規定に基づき、下記の通り協議します。

記

1. 間接補助事業の概要
 - (1) 間接補助事業者の氏名又は名称
 - (2) 間接補助事業の名称
 - (3) 間接補助事業の概要
 - (4) 翌年度における間接補助事業の概要
2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始する必要性
3. 参考資料

番 号
年 月 日

環境省地球環境局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等による住宅における低炭素化促進事業）に係る翌年度における間接補助事業について

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）（ネット・ゼロ・エネルギーハウス支援事業）について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始したい旨の申請があったため審査した結果、その必要性が認められるので、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等による住宅における低炭素化促進事業実施要領第3（12）の規定に基づき、下記の通り協議します。

記

1. 間接補助事業の概要
 - （1）間接補助事業者の氏名又は名称
 - （2）間接補助事業の名称
 - （3）間接補助事業の概要
 - （4）翌年度における間接補助事業の概要
2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始する必要性
3. 参考資料